

## 「MAXIS JAPAN クオリティ150上場投信」の信託終了（繰上償還） および重大な約款変更に係る書面決議基準日設定のお知らせ

当社は、「MAXIS JAPAN クオリティ150上場投信」（以下「本ETF」といいます。）につきまして、繰上償還および付随する重大な約款変更を行うため、法令の規定に従い書面決議の手続きを行うことを予定しております。当該書面決議においては、2021年7月16日を基準日として設定し、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議における議決権を行使できる受益者と定めましたので、ここにお知らせいたします。

なお、当該繰上償還および付随する重大な約款変更にかかる書面決議が可決された場合、当局への届出を行ったうえで、2021年10月9日付で約款変更を実施し、2021年10月12日を信託終了日として繰上償還する予定です。

### 記

#### 1. 対象ファンド

MAXIS JAPAN クオリティ150上場投信（証券コード：1460）

#### 2. 繰上償還および付随する重大な約款変更に関する日程（予定）

書面決議の対象受益者の確定基準日	2021年7月16日（金）
書面決議に関する書類発送日	2021年8月19日（木）
議決権行使書面による議決権行使期限	2021年9月6日（月）
書面決議日	2021年9月8日（水）
買取請求開始日（予定）	2021年9月9日（木）
買取請求終了日（予定）	2021年9月28日（火）
約款変更実施日（予定）	2021年10月9日（土）
信託終了日（予定）	2021年10月12日（火）
償還金支払い開始日（予定）	2021年11月19日（金）

#### 3. 東京証券取引所における売買に関する日程（予定）

「監理銘柄（確認中）」への指定	2021年6月2日（水）
「整理銘柄」への指定	2021年9月8日（水）
東京証券取引所における最終売買日	2021年10月8日（金）
上場廃止日	2021年10月9日（土）

※なお、最終売買日までは東京証券取引所での売買が可能です。

#### 4. 繰上償還および付随する重大な約款変更の内容および理由

<内容>

- ・本ETFの信託期間を無期限から2021年10月12日までに変更し、同日を信託終了日として繰上償還を実施します。

- ・繰上償還に伴い償還金支払いに関する規定に所要の変更を行います。

#### <理由>

本ETFは2016年3月16日に純資産11億4千万円で設定され、2016年3月22日に東京証券取引所に上場いたしました。設定来、本ETFの「運用の基本方針」に則り、対象インデックス(iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックス)の採用銘柄を投資対象として、本ETFの基準価額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることをめざして運用を行ってまいりましたが、純資産総額は減少傾向にあり、2021年4月末現在、6億7千万円となっています。また、受益権口数は2万口と、信託約款に規定する3万口を下回った状態にあります。

このような状況を受け、弊社では、本ETFの対象インデックスへの連動性を維持した運用の継続が困難な状況にあると考え、本ETFを繰上償還することが受益者にとって有利と判断いたしました。

#### 5. 書面決議の判定

上記に関する繰上償還および付随する重大な約款変更は、2021年8月19日頃にお送りいたします書面決議のご案内に基づき、議決権行使期間内(2021年8月20日から2021年9月6日)に賛成の意思表示をされた受益者(法令等の規定に基づき、議決権を行使せず賛成とみなされた方を含みます。)が保有する2021年7月16日現在の受益権口数が、同日現在の受益者の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。

#### 6. 書面決議に反対された受益者の買取請求

上記の繰上償還および付随する重大な約款変更に反対された受益者は、「投資信託及び投資法人に関する法律第18条」に基づいて、2021年9月9日から2021年9月28日までの間に、本ETFの受託会社に対して、2021年7月16日時点で保有する受益権について当該信託財産をもって買取を同社所定の手続きに基づいて請求することができます。

なお、書面決議に反対された受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

#### 7. 取得申込および交換請求の停止

議案に関する書面決議が可決された場合、本ETFの取得申込は2021年9月15日以降、交換請求は2021年9月30日以降、受け付けないこととします。

MAXIS JAPAN クオリティ150上場投信  
投資信託約款の新旧対照表

下線部          は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(信託期間) 第5条 この信託の<u>期間は、信託契約締結日から2021年10月12日までとします。</u></p>	<p>(信託期間) 第5条 この信託は、<u>期間の定めを設けません。ただし、第49条第1項および第2項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による信託期間終了日までとします。</u></p>
<p>(収益分配金および償還金の払込みと支払いに関する受託者の免責) 第40条 受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p><u>② 受託者は、支払開始日から10年経過した後に、信託終了による償還金の未払残高があるときは、当該金額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</u></p> <p><u>③ 受託者は、前各項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金および償還金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。</u></p>	<p>(収益分配金の払込みと支払いに関する受託者の免責) 第40条 受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p><u>&lt;追加&gt;</u></p> <p><u>② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。</u></p>
<p>(収益分配金および償還金の支払い) 第41条 受託者は、計算期間終了日において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に収益分配金を支払います。</p> <p><u>&lt;削除&gt;</u></p>	<p>(収益分配金の支払い) 第41条 受託者は、計算期間終了日において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に収益分配金を支払います。</p> <p><u>② 受託者は、収益分配金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</u></p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p><u>② 前項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者が第17条第3項に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。</u></p> <p><u>③ 償還は、信託終了日現在において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者（以下「信託終了時受益者」といいます。）として、信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行います。なお、信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</u></p> <p><u>④ 信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。）に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の元本の額は、受益権1口あたり、信託終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権総口数で除した額とします。</u></p> <p><u>⑤ 前項に規定する償還金の支払いは、原則として、受託者が、信託終</u></p>	<p><u>③ 第1項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者が第17条第3項に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。</u></p> <p><u>&lt;追加&gt;</u></p> <p><u>&lt;追加&gt;</u></p> <p><u>&lt;追加&gt;</u></p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p><u>了後40日以内の委託者の指定する日から行うものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収証をゆうちょ銀行に持ち込む方式または受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式等により償還金を受領することができます。</u></p> <p><u>⑥ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、第17条第2項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</u></p>	<p>&lt;追加&gt;</p>
<p>(収益分配金および<u>償還金</u>の時効)</p> <p>第42条 受益者が、収益分配金について前条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>② 受益者が、<u>信託終了による償還金</u>について前条第5項に規定する支払開始日から10年間その受渡しを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p>	<p>(収益分配金ならびに<u>信託終了時の交換有価証券等</u>および<u>買取代金</u>の時効)</p> <p>第42条 受益者が、収益分配金については前条第3項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>② 受益者が、<u>信託終了時における交換による有価証券、信託終了に係る金銭および買取りに係る金銭</u>については<u>信託終了日から10年間</u>その受渡しを請求しないときは、その権利を失い、<u>受託者により振替機関等の口座への増加の記載または記録が行われた有価証券および受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</u></p>
<p>第47条 <u>&lt;削除&gt;</u></p>	<p>(<u>信託終了時の交換等</u>)</p> <p>第47条 <u>委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託財産に属する有価証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。</u></p> <p>② <u>前項の交換は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所</u></p>

変更後（新）	変更前（旧）
	<p><u>において行うものとしします。</u></p> <p>③ <u>第1項の交換に係る受益権の評価額は信託終了日の5営業日前の基準価額としします。この場合において、受益者が交換により取得する個別銘柄の有価証券の数は、信託終了日の5営業日前の日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍としします。</u></p> <p>④ <u>対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である受益者が、前項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取することを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の4営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額(売却するのに必要な経費を控除した後の金額) としします。</u></p> <p>⑤ <u>前項の規定により信託財産が買取った受益権については、前項の個別時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付を行います。</u></p> <p>⑥ <u>委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、第1項による交換を行うときは、当該受益者から第一種金融商品取引業者が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとしします。</u></p> <p>⑦ <u>第1項の有価証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から起算して3営業日目から行います。</u></p> <p>⑧ <u>委託者は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消され</u></p>

変更後（新）	変更前（旧）
	<p><u>ることとなる振替受益権と同口数の受益権（前項の規定により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取り扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。</u></p> <p><u>⑨ 第1項および第3項の規定にかかわらず、次の各号の場合には信託終了時の受益権の価額をもとに委託者の指定する第一種金融商品取引業者が買取りを行うことを原則とします。</u></p> <p><u>1. 第1項において、受益者の有する口数から有価証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権</u></p> <p><u>2. 第1項における一定口数に満たない振替受益権（取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。）</u></p> <p><u>⑩ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、前項の買取りを行うときは、当該第一種金融商品取引業者が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。</u></p> <p><u>⑪ 信託終了に係る金銭は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者である委託者の指定する第一種金融商品取引業者に支払います。なお、当該第一種金融商品取引業者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託を終了すると引換えに、信託終了に係る金銭に相当する受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法</u></p>

変更後（新）	変更前（旧）
	<u>の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</u>
<p>（質権口記載または記録の受益権の取扱い）</p> <p>第57条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換有価証券の交付および<u>償還金</u>の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。</p>	<p>（質権口記載または記録の受益権の取扱い）</p> <p>第57条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換有価証券の交付および<u>信託終了に係る金銭</u>の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。</p>

以上